

# 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る 月次支援金について

2021年の4月以降に、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時間短縮営業又は不要不急の外出・移動の自粛により、当地域の事業所でも直接・間接の影響があり、かつ売り上げが50%以上減少した事業者を対象に、「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金」が給付されます。（個人事業10万円、法人20万円上限）

今回の支援金では、不正受給を防ぐ等の理由から、申請前に登録確認機関による営業の実態など「事前確認」が必要となります。当所では、下記項目を満たしている「**会員のみ**」事前確認の対応となりますので、ご了承ください。

1. 入会してから、6か月以上経過している。
2. 直近決算期の確定申告を終えている。
3. 会費を完納している。

事前確認には依頼書が必要となりますので、2枚目のチェックシートをご記入の上、ご提出願います。

当所会員の事前確認に関するお問い合わせ先

中小企業相談所（TEL 023-654-3511）

申請内容や**会員以外**の事前確認方法については、下記事務局までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

月次支援金事務局相談窓口 TEL 0120-211-240 IP 電話等 03-6629-0479

**緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金ポータルサイト**

URL：<https://ichijishienkin.go.jp/get Sujishienkin/>

記入日 年 月 日

(申請希望者情報) (当てはまるものに☑)

事業形態	<input type="checkbox"/> 法人 (法人番号)												
	<input type="checkbox"/> 個人事業主 (事業所得)	<input type="checkbox"/> 個人事業主 (主たる収入が雑収入・給与所得)											
事業所名	代表者署名 (自署)												
電話番号	(事業所)	代表者生年月日 (西暦)											
	(携帯)												
申請 I D	I D取得時の登録電話番号												

※収集した個人情報、月時支援金の申請手続き及び当所の会員管理や情報提供以外には使用しません。

緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和に係る月時支援金における  
事前確認依頼書 (兼) チェックシート

標記の件について、月時支援金申請のための確認事務を依頼します。また、月時支援金の審査は月時支援金事務局の判断によること、天童商工会議所による確認事務は月時支援金を確約するものでないことに同意します。

※下記の全ての欄に☑がある場合のみ月時支援金申請を行うことができます。

<input type="checkbox"/>	当事業所は天童商工会議所の会員です。
<input type="checkbox"/>	緊急事態措置・まん延防止等重点措置に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により売上が減少しており、2019年または2020年の同月比で売上が50%以上減少している。なお、下記のような理由で減少しているということではない。 (例)・事業活動に季節性があるケースなど、通常事業収入を得られない時期を対象月としている場合。 ・売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合。 ・法人成り又は事業承継の直後など、(緊急事態宣言とは関係なく)単に営業日数が少ないことにより、対象月の売上が50%以上減少している場合。 <div style="text-align: right; border: 1px dashed black; padding: 2px;">           確認に用いた年月            ①2019年 月 ②2020年 月         </div>
<input type="checkbox"/>	事業を実施していない、サラリーマンやアルバイト、学生等ではない。
<input type="checkbox"/>	月時支援金の給付を受けた場合、「2019年以降の確定申告書、帳簿書類」及び「緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響の証拠書類」には7年間保存する義務及び中小企業庁又は事務局から求められた場合には速やかに提出する義務があることを認識している。
<input type="checkbox"/>	県による営業時間短縮要請に伴う協力金の支払い対象となる飲食店ではない。
<input type="checkbox"/>	「公共法人」、「風営法上の性風俗関連として届出義務のある者」、「政治団体」、「宗教法人」「暴力団を排除していない事業者」ではない。
<input type="checkbox"/>	今後、事業を継続する意思がある。(廃業又は破産等を予定していない)
<input type="checkbox"/>	月時支援金の不正受給等を行った場合や書類の保存義務・提出義務を遵守しなかった場合、事務局等の調査に応じなかった場合、宣誓・同意書に違反した場合は、受給額の全額に年3%の割合で算定した延滞金を加え、これらの合計額にその2割に相当する額を加えた額を返還する義務を負うことや、氏名等の公表及び刑事告発され得ることを認識している。
<input type="checkbox"/>	経済産業省のホームページに掲載されている「緊急事態宣言の影響緩和に係る月時支援金の詳細について」の資料を全て読んでいる。
<input type="checkbox"/>	代表者又は個人事業者等本人が宣誓・同意書を全て読んだ上で自署している。